



報道発表資料の配付日時 10月22日(木) 14時00分

発表項目 (行事名)	北海道温泉保護対策要綱の一部改正について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>倶知安町ひらふ地域の温泉資源保護対策に関する北海道環境審議会の答申を踏まえて、道では令和2年10月12日に「北海道温泉保護対策要綱」を改正し、令和3年9月15日から施行することとした。</p> <p>改正の要点は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倶知安町ひらふ地域を新たに保護地域及び準保護地域に指定したこと。 ・保護地域における新規掘削は、原則として認めないこととしたこと。 ・準保護地域における新規掘削については、原則として既存源泉から250メートル以上離すこととしたこと。 		
参考	新規温泉掘削の規制に関することであるため、規制の施行まで概ね1年間の周知期間を設け、道のホームページ等で周知していく。		

報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (担当者:小中・萩谷) TEL ダイヤルイン 011-204-5260 内線 25-902、907
-------------	---